

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目5番8号

日本冶金工業株式会社

代表取締役 木 村 始
社 長

第134期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第134期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotote.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権を行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘1階
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第134期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第134期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
次頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日の総会会場におきましては、節電の観点により空調温度を高め設定する予定であります。これにともない、当社職員は軽装にて対応させていただきたく存じますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nyk.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

【議決権の行使等についてのご案内】

(1) ウェブ開示に関する事項

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nyk.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもの他、この「連結注記表」、「個別注記表」として表示すべきものも含まれております。

(2) 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。

(3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

(4) インターネットによる議決権行使のご案内

40頁<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>をご参照ください。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善など全体として緩やかな回復基調を維持しましたが、新興国や資源国を始めとする海外経済の減速懸念に加え、年明け以降円高が進行するなど先行きに不透明感の増す展開となりました。

ステンレス特殊鋼業界におきましては、国内需要には底堅さが見られたものの、中国を中心とするアジア地域における供給過剰問題や、ニッケル相場下落傾向など、厳しい事業環境が続きました。

このような経営環境の中、当社グループといたしましては、ステンレス一般材を中心に販売価格の適正化に注力するとともに、戦略分野である高機能材の拡販に向け、営業関連情報の一元管理や競争力強化に向けた技術開発、また戦略的生産活動の実施など、多様な取り組みを実施してまいりました。

しかしながら、中国経済の減速、原油安によるエネルギー関連投資の低迷等を受け、石油・ガス分野向用途をはじめとした需要が低迷し、当社における高機能材分野を中心に販売数量につきましては減少を余儀なくされました。

この結果、当社における当年度の販売数量は前年同期比1.1%減（高機能材9.0%減、ステンレス一般材0.5%増）となり、当連結会計年度の売上高は1,210億44百万円（前連結会計年度比84億55百万円減）となりました。

また、利益面につきましては、ニッケル価格下落に伴う在庫評価損が加わり、経常利益は5億24百万円（前連結会計年度比7億83百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、8億21百万円（前連結会計年度比12億71百万円減）となりました。

剰余金の配当に関しましては、事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを配慮しつつ、更なる財務体質の強化を図りながら、安定的に実施することを基本方針としております。当社は、平成22年3月期より6期にわたり無配継続を余儀なくされてまいりましたが、当期（平成28年3月期）期末利益剰余金が配当可能な水準に回復する等、財務体質の改善が一定程度進んでまいりました。加えて、当期は、創立90周年の節目の年に当たり、一株1円50銭の配当を実施することにより、7期ぶりに株主の皆様への還元を図る方針といたしました。

株主の皆様には、ご心配をおかけしてまいりましたが、これまでのご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

② 設備投資の状況

当社グループにおきましては、事業環境の動向を踏まえ、最も重要な戦略商品として位置づけている高機能材の競争力強化のための投資と、環境・省エネルギー関連投資および事業基盤強化のための投資を実施いたしました。

その結果、当連結会計年度の実績は、40億4百万円となりました。

③ 資金調達の状況

運転資金ならびに設備投資資金は自己資金および借入金により充当いたしました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済の動向につきましては、緩やかな回復が期待されるものの、中国や新興国の成長力低下、米国経済の減速等、海外経済の先行きに対する不安の高まりから、不透明感が強まりつつあります。

ステンレス特殊鋼業界につきましては、中国経済の減速や円高の進行等、取り巻く環境は不透明さを増しておりますが、下落傾向にありましたニッケル相場は低位ながら落ち着きを取り戻しており、当社製品を巡る需給環境は厳しいながらも底堅く推移するものと想定されます。

このような経営環境の中、当社グループといたしましては、引き続き販売価格の適正化に努めるとともに、独自の強みを活かした顧客密着型の販売を展開してまいります。また、技術開発を通じた製造可能範囲の拡大などにより、高機能材を中心とした付加価値の高い製品の更なる競争力強化に取り組んでまいります。

当社グループでは、平成26年4月より、高機能材の拡販、高機能材事業の競争力強化を最大の柱とする「中期経営計画2014」に則り、原料調達から生産・販売まで多岐にわたり収益力強化のための施策に取り組んでまいりました。最終年度となる平成28年度においても、計画達成にむけ、着実に取り組みを進め、財務基盤の更なる強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【『中期経営計画2014』における収益力強化と財務基盤強化に向けた基本戦略の概要】

(ア) 高機能材拡販戦略の深化

- (i) 成長事業分野・業種への取り組み
- (ii) 国内外における販売体制の強化

(イ) 高機能材事業の競争力強化策

- (i) 汎用ルート化深耕による製造技術プロセス革新
- (ii) 原料基盤の多様化による競争力の強化（コストダウンの推進）
- (iii) アライアンスの積極活用
- (iv) 納期競争力の強化

(ウ) 顧客ニーズに対応した品質サービスの強化

- (i) 高機能材の付加価値の拡大

(エ) 一般材事業の強化

(注) 中期経営計画2014の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照下さい。
(http://www.nyk.co.jp/files/pdf/ja/ir_news_140328.pdf)

(3) 財産および損益の状況

① 直前3連結会計年度

区 分	第131期 平成24年度	第132期 平成25年度	第133期 平成26年度	第134期 (当連結会計年度) 平成27年度
売上高 (百万円)	108,817	119,903	129,500	121,044
経常利益(△損失) (百万円)	△6,461	613	1,307	524
親会社株主に帰属する当期純利益(△損失) (百万円)	△7,365	480	2,092	821
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	△47.61	3.10	13.52	5.31
総資産 (百万円)	140,808	137,370	141,015	134,774
純資産 (百万円)	30,461	30,998	34,254	34,150

② 直前3事業年度

区 分	第131期 平成24年度	第132期 平成25年度	第133期 平成26年度	第134期 (当事業年度) 平成27年度
売上高 (百万円)	84,340	95,215	106,281	95,890
経常利益(△損失) (百万円)	△6,310	322	536	101
当期純利益(△損失) (百万円)	△7,378	△430	1,339	845
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	△47.69	△2.78	8.65	5.46
総資産 (百万円)	127,443	122,715	126,785	121,351
純資産 (百万円)	33,694	33,277	35,382	35,466

<ご参考> 当社の売上高内訳表

区 分		第133期 平成26年度 (A)	第134期 平成27年度 (B)	前期比 (B) / (A)	
高機能材	販売量	千トン	43.8	39.9	91.0%
	売上高	百万円	39,017	32,681	83.8%
ステンレス鋼板	販売量	千トン	203.5	204.6	100.5%
	売上高	百万円	65,795	62,276	94.7%
その他	売上高	百万円	1,469	932	63.5%
	合計	売上高	百万円	106,281	95,890
うち輸出	売上高	百万円	31,283	24,401	78.0%

(4) 重要な子会社等の状況 (平成28年3月31日現在)

①子会社

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主 要 な 事 業 内 容
ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	百万円 100	% 100.00	ステンレス鋼および高機能材の溶接鋼管の製造ならびに販売
ナ ス 鋼 帯 株 式 会 社	682	100.00	ステンレス磨帯鋼製造ならびに販売
ナ ス 物 産 株 式 会 社	785	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ク リ ー ン メ タ ル 株 式 会 社	200	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ナ ス ク リ エ ー ト 株 式 会 社	90	100.00	ステンレス製品梱包用資材の販売および損害保険代理業
ナ ス エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	102	100.00	設備設置工事、他エンジニアリング事業
ナ ス テ ッ ク 株 式 会 社	100	100.00	特殊鋼・ステンレス鋼の製造・加工に係わる作業受託業務
宮 津 海 陸 運 輸 株 式 会 社	32	100.00	港湾運送、貨物自動車運送、通関業ならびに加工砂の販売
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	千パーツ 220,000	100.00	ステンレス鋼管および加工品の製造販売

(注) 1 議決権の所有割合には間接所有割合が含まれております。

2 ナス物産株式会社は、平成28年3月31日付で、増資を行い、資本金が増加しております。

②持分法適用関連会社

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主 要 な 事 業 内 容
三 豊 金 属 株 式 会 社	百万円 20	% 49.00	ステンレス鋼および非鉄金属材料の販売ならびに加工

(注) 議決権の所有割合は間接所有割合です。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

ステンレス鋼、耐熱鋼および高ニッケル合金鋼の鋼板 (薄板、中厚板、帯鋼)、鍛鋼品ならびに加工品の製造・販売、フェロニッケルの製造

(6) 主要な拠点等 (平成28年3月31日現在)

① 当社

本	社	東京都中央区京橋一丁目5番8号
支	店	東京支店、大阪支店、九州支店(福岡県福岡市)、名古屋支店、広島支店、新潟支店
工	場	川崎製造所(神奈川県川崎市)、大江山製造所(京都府宮津市)

(注) 他に海外における拠点として中国上海に「日邦冶金商貿(上海)有限公司」、米国シカゴに「NIPPON YAKIN AMERICA, INC.」、英国ロンドンに「NIPPON YAKIN EUROPE LIMITED」、およびシンガポールに「NIPPON YAKIN ASIA PTE. LTD.」の各現地法人があります。

② 子会社

ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 大阪支店
	工場 茅ヶ崎製造所(神奈川県)
ナ ス 鋼 帯 株 式 会 社	本社(大阪府大阪市)
	支店 東京支店、大阪支店
	工場 滋賀工場
ナ ス 物 産 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 東京支店、名古屋支店、大阪支店
	事業部 加工センター(大阪府、愛知県)
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	本社・工場(タイ)

(注) 他に海外における拠点として、タイ国バンコクにナス鋼帯株式会社の現地法人「NAS KOTAI (THAILAND) CO., LTD.」およびナス物産株式会社の現地法人「NAS TRADING (THAILAND) CO., LTD.」があります。

(7) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

	企 業 集 団	当 社	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
従 業 員 数	1,998名	1,046名	39歳4月	17年6月
前年度末比増減	増16名	増17名		

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	17,539百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	6,485
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	5,774
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	4,368
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,301

(注) 上記の他、下記金融機関を保証人として適格機関投資家向けに無担保社債を発行しております。
(保証人) (社債残高)
三井住友信託銀行株式会社 2,400百万円

2 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数
 普通株式 558,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
 普通株式 154,973,338株（うち 自己株式数286,221株）
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 当事業年度末の株主数 26,461名
- (5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,178 ^{千株}	2.05 [%]
日 本 冶 金 協 力 会 社 持 株 会	3,125	2.02
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	3,115	2.01
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	3,016	1.95
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	2,206	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,119	1.37
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,800	1.16
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	1,775	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	1,679	1.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	1,670	1.08

- (注) 1 持株数は1,000株未満を切り捨てて記載しております。
 2 持株比率は自己株式（286,221株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
木村 始	代表取締役社長	
諸岡 道雄	代表取締役	
久保田 尚志	取締役	
橋之口 真	取締役	
大田 富貴	取締役	
岡田 和彦	取締役	
前田 博美	常勤監査役	
岸田 守	常勤監査役	
山口 宗一	監査役	
稲垣 多津夫	監査役	

- (注) 1 平成27年6月25日開催の第133期定時株主総会において、岸田守氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。また、同日、第133期定時株主総会終結の時をもちまして、監査役 樺木一男氏は任期満了により退任いたしました。
- 2 取締役 岡田和彦氏は社外取締役であります。
- 3 常勤監査役 岸田守、監査役 稲垣多津夫の2氏は社外監査役であります。
- 4 常勤監査役 岸田守氏は、金融機関の財務・会計部門における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
- 5 各社外取締役・監査役の当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

取締役 岡田 和彦	取締役会16回開催中16回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。
常勤監査役 岸田 守	就任以降の取締役会13回開催中13回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 就任以降の監査役会12回開催中12回出席 監査結果についての意見交換、監査に関する審議などを行っております。
監査役 稲垣 多津夫	取締役会16回開催中16回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 監査役会17回開催中17回出席 監査結果についての意見交換、監査に関する審議などを行っております。

(注) 各氏はまた、当社代表取締役社長との定期的な意見交換会に参加、議論を行っております。

- 6 当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 7 当社は、取締役 岡田和彦、監査役 稲垣多津夫の2氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 8 当社では、取締役会の活性化・機能強化を図るとともに、業務執行にかかわる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行の迅速化を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。平成28年3月31日現在の執行役員の状況は次のとおりです。

役 位	氏 名	担 当
執行役員社長	木 村 始	
専務執行役員	諸 岡 道 雄	技術製造社長補佐、グループ環境・知的財産部・技術研究部・大江山製造所担当
常務執行役員	久保田 尚 志	経営企画部・経理部・総務部担当
常務執行役員	橋之口 真	営業本部長、営業本部(販売企画部・ソリューション営業部・高機能材営業推進部)・海外営業部・販売6支店担当
常務執行役員	大 田 富 貴	川崎製造所長、川崎製造所担当
常務執行役員	長谷川 正	原料鉱石部・購買部担当
常務執行役員	堀 内 晃	経営企画部長、情報システム部担当
執行役員	野 田 真 人	大江山製造所長
執行役員	小 林 靖 彦	内部統制室長
執行役員	木 内 康 裕	営業本部副本部長兼高機能材営業推進部長
執行役員	佐々木 秀 一	総務部長
執行役員	王 昆	技術研究部長
執行役員	小 林 伸 互	経理部長

(2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額 百万円	摘 要
取 締 役	6	110	
監 査 役	5	33	
計	11	143	
(うち 社外役員)	(4)	(22)	

(注) 上記報酬等の額には、当事業年度中に退任した監査役1名が含まれております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

① 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬年額 43百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額年額 55百万円

(注) 当社の子会社であるNAS TOA (THAILAND) CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

③ 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか正当な理由がある場合には、監査役会は、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議事項

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ニ 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑦ 財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制
- ⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑩ 当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑪ 当社の監査役への報告に関する体制
 - イ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - ロ 当社の子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ⑫ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑬ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑭ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(2) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議内容

・上記①及び②については、

当社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記③については、

当社は、「取締役会規程」等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存及び管理を行う体制を確立する。
- ・上記④については、

当社は、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定する。また、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、並びにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理を行う。
- ・上記⑤については、

当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため「業務分掌規程」、「経営会議規程」、「業務執行規程」により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。加えて、取締役会の活性化・機能強化を図り、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に的確に対応するため執行役員制度を導入し、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図る。また、代表取締役の直属組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。
- ・上記⑥イについては、

当社は、企業集団を構成する各子会社等（「NASグループ」）に対して管理・指導すべき経営上の基本的事項、及び承認申請等の具体的運営手続きを定め、NASグループ内の重要な情報が漏れなく当社に伝達される体制を構築する。
- ・上記⑥ロについては、

NASグループ各社は、当社と共通の「リスク管理規程」を適用するとともに、必要に応じて、重要なリスクに係る個別規程を制定し、これらを効果的に運用することにより、リスクの適切な管理を行う。
- ・上記⑥ハについては、

NASグループ各社は、社内組織の円滑な活動を確保するため、各社の実態に応じて業務分掌や業務執行の基準を社内規程により定め、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、当社内部統制室は、NASグループ各社を対象として、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。
- ・上記⑥ニについては、

NASグループ各社は、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、当社及びNASグループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記⑦については、

当社は、財務計算に関する書類その他の情報が、当社の内外の者が当社の組織の活動を確認する上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけでなく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。また、代表取締役は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用するとともに、開示すべき重要な不備が発見された場合には、速やかにその是正措置を講じる。
- ・上記⑧については、

当社は、監査役から要請があれば、監査役の業務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事並びに人事考課については、監査役の意見を聞くこととする。
- ・上記⑨および⑩については、

当社は、当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに当該使用人の監査役に係る職務の遂行に支障を来さない様特段の配慮をするものとする。
- ・上記⑪イ、ロについては、

当社は、監査役から請求があるときは、定期的及び必要の都度、監査役に報告すべき事項を具体的に列挙した覚書等を監査役との間で取り交わすものとする。上記の取決めには、子会社からの報告事項を含むものとする。また、監査役は、必要に応じて監査役会において、会計監査人又は取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。
- ・上記⑫については、

当社は前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けない様、「公益通報者保護制度」に準じた取扱いをするものとする。
- ・上記⑬および⑭については、

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて、費用の前払又は清算手続が滞りなく処理されるよう努めるものとする。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ・上記①及び②については、

当社は、法を守り社会規範を尊重する「コンプライアンス精神」の涵養に努める旨の「コンプライアンス宣言」を行い、当社HP上にて公開しております。また、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。原則として年2回開催されるコンプライアンス委員会において、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案するとともに、同委員会を中心に各部署と協同しつつ、それらを推進することとしております。
- ・上記③については、

当社は、所有する情報及び利用する情報システムの物理的、機能的安全性を確保するとともに、情報システムが保持する個人情報を含む社内情報の保護管理を徹底する目的で「情報セキュリティ管理規程」を制定し、情報システム部を中心に、その効果的な運用の実現に努めております。

 - ・上記④については、

当社は、「リスク管理規程」の運用に関する諸細則を設けるとともに、それらの見直しを行い効率的な運用に努めております。また、環境、安全保障貿易管理、品質保証体制等に係る個別の規程を設けるとともに、これらの規程に基づき、各々の常設委員会の活動内容を、経営会議において定期的に報告しております。
- ・上記⑤については、

当社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、権限の委譲を明確にする一方、厳格な運用を実行しております。当社の当期末現在における執行役員は、取締役兼務者を含め、13名となっております。内部統制室（専任4名）では、経営会議において承認された監査計画に基づき、全部署を対象にほぼ同じ周期で業務監査を実施しております。また、監査の結果等につきましては、「監査規程」に基づき、経営会議に適宜報告しております。
- ・上記⑥イについては、

当社は、NASグループ各社の予算や決算案ほか経営上の重要事項について、「関係会社等経営管理規程」に基づく手続により、当社の承認を得ることとしております。
- ・上記⑥ロについては、

環境、安全保障貿易管理、品質保証等に係る当社の各常設委員会におきましては、NASグループ各社における諸基準等の遵守状況を、定期的に確認しております。
- ・上記⑥ハについては、

NASグループ各社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、権限の委譲を明確にしております。当社内部統制室が実施する業務監査の対象範囲にはNASグループ各社も含まれる旨を、当社「監査規程」に定めております。また、監査の結果等につきましては、当該NASグループ各社にも報告しております。

- ・上記⑥については、

NASグループ各社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。NASグループ各社は、原則として年2回開催される当社コンプライアンス委員会に、各社コンプライアンス担当者をオブザーバーとして出席させております。また、NASグループ各社は、社内に設けている「ヘルプライン規程」において、当社監査役や内部統制室等を通報窓口として規定しております。
- ・上記⑦については、

当社は、「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、同規程に基づき、関連する部署より選任した担当者（兼任10名）からなる内部統制評価チームを設け、当社における財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価を円滑に推進するよう努めております。内部統制評価チームは、同規程に基づき作成し代表取締役の承認を得た計画書において、開示すべき重要な不備に該当する場合の金額的重要性の判断基準を定め、かかる不備があることを把握した場合は、代表取締役に当該内容を報告することとしております。
- ・上記⑧については、

当社は、監査役の業務を補助すべき使用人(内部統制室兼務 1名)を設置しております。
- ・上記⑨および⑩については、

現状専任とはなっておりませんが、監査役補助業務が優先的に行われるよう配慮しております。
- ・上記⑪イ、ロについては、

監査役と会計監査人は監査計画を相互に提出し合い、監査役は四半期ごとに会計監査人から監査の方法及び監査の結果に関し報告・説明を受けるとともに、監査役が実施した業務監査の結果を会計監査人へ報告・説明を行い、それぞれの内容に関し意見交換を実施しております。取締役の職務執行等に関しては、社外取締役を含む取締役会による監督並びに監査役（社外監査役を含み、監査役会を組織）による監査を行っております。
- ・上記⑫については、

当社は、公益通報をした者に対する不利な取扱いを禁じた「ヘルプライン規程」において、監査役を通報窓口のひとつとして設定し、当該報告者が「公益通報者」として取り扱われる仕組みとしております。
- ・上記⑬および⑭については、

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて滞りなく処理しております。

6 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「Ⅰ. 社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること」、「Ⅱ. 自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること」、および「Ⅲ. 当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること」を経営理念に掲げ、また、『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

また、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

当社は、上記の経営理念および企業ビジョン、ならびに当社の企業価値の源泉についての考えに基づき、平成26年3月に、平成28年度（2016年度）を最終年度とする「中期経営計画2014」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

当社は、本中期経営計画において、引き続き予想される厳しい経営環境を踏まえ、安定した経常黒字確保と復配を実現するとともに、国内外において競争力あるステンレス特殊鋼メーカーとして勝ち抜くことを目標とし、それに向けた諸施策を取りまとめました。本中期経営計画では、高機能材部門5,000トンの事業構造への転換により、安定収益基盤の確立を目指し、また、経常利益は、株式配当と自己資本充実の両方を確保できる利益水準である、連結ベースで40億円以上、単体ベースで30億円以上を目標としております。

当社は、本中期経営計画の達成に向けた施策として、以下の取組みを推進いたします。

- ① 収益力強化と財務基盤強化に向けた基本戦略
 - (ア) 高機能材拡販戦略の深化
 - (i) 成長事業分野・業種への取組み
 - (ii) 国内外における販売体制の強化
 - (イ) 高機能材事業の競争力強化策
 - (i) 汎用ルート化深耕による製造技術プロセス革新
 - (ii) 原料基盤の多様化による競争力の強化（コストダウンの推進）
 - (iii) アライアンスの積極活用
 - (iv) 納期競争力の強化
 - (ウ) 顧客ニーズに対応した品質サービスの強化
 - (i) 高機能材の付加価値の拡大
 - (エ) 一般材事業の強化
- ② 企業インフラの整備
 - (ア) エネルギーコスト上昇への対応
 - (イ) 業務改革の継続
 - (ウ) 技術基盤の強化と人材育成
 - (エ) グループ会社の生産、販売の連携強化
- ③ 設備投資内容 今後3年間で約140億円の設備投資を計画
(内訳) ・競争力強化関連 30億円
・事業基盤強化 85億円
・関係会社関連 25億円
- ④ 環境への取組み
環境保全活動の推進により地域社会との協調連帯を図り、また、資源の有効活用により、省資源・リサイクル・省エネルギーを推進し、持続可能な循環型社会の創出に貢献していきます。
- ⑤ 内部統制への取組み
企業集団における業務の適正を確保するための体制の維持向上に努めていくとともに、内部通報制度の機能拡充等によって、迅速な情報収集を進め、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行っていきます。

当社は、これらの取組みを推進することにより、本中期経営計画の達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の内容の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照下さい。

(http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_140509.pdf)

① 大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記(イ)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記(エ)にて定義されます。）を開始するものとします。

また、当社は、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）します。

(エ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、外部専門家等の助言を得た上で、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(ア) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、(i) 対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合、または(ii) 特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(イ) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。

③ 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(ア) 特別委員会の設置および諮問等の手続

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものいたします。

(イ) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、平成26年6月26日開催の当社第132期定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されております。

(ウ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(エ) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社第135期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii) 当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、(iii) 平成26年6月26日開催の当社第132期定時株主総会の終結後、毎年、定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記(2)の取組みを実施しております。上記(2)の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記(2)の取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

上記(3)の取組みは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記(3)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記(3)の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議とサンセット条項)、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがって、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	53,860	流 動 負 債	58,311
現 金 及 び 預 金	4,900	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	15,199
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	20,177	短 期 借 入 金	26,093
有 価 証 券	30	一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	600
商 品 及 び 製 品	6,992	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	9,728
仕 掛 品	15,934	未 払 法 人 税 等	257
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,524	未 払 消 費 税 等	850
繰 延 税 金 資 産	66	賞 与 引 当 金	716
そ の 他	774	そ の 他	4,868
貸 倒 引 当 金	△538	固 定 負 債	42,313
固 定 資 産	80,866	社 債	1,800
有 形 固 定 資 産	75,179	長 期 借 入 金	20,249
建 物 及 び 構 築 物	11,318	繰 延 税 金 負 債	7,292
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	22,028	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	912
土 地	38,694	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,437
建 設 仮 勘 定	1,500	環 境 対 策 引 当 金	12
そ の 他	1,639	金 属 鉱 業 等 鉱 害 防 止 引 当 金	5
無 形 固 定 資 産	1,555	そ の 他	2,606
ソ フ ト ウ ェ ア	498	負 債 合 計	100,624
そ の 他	1,058	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	4,131	株 主 資 本	31,853
投 資 有 価 証 券	3,233	資 本 金	24,301
繰 延 税 金 資 産	107	資 本 剰 余 金	9,542
そ の 他	813	利 益 剰 余 金	△1,851
貸 倒 引 当 金	△22	自 己 株 式	△139
繰 延 資 産	49	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,292
社 債 発 行 費	49	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	507
資 産 合 計	134,774	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,733
		為 替 換 算 調 整 勘 定	50
		非 支 配 株 主 持 分	5
		純 資 産 合 計	34,150
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	134,774

連結損益計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		121,044
売上原価		109,518
売上総利益		11,526
販売費及び一般管理費		9,635
営業利益		1,892
営業外収益		
受取利息及び配当金	130	
持分法による投資利益	17	
固定資産賃貸料	96	
為替差益	41	
その他	103	387
営業外費用		
支払利息	1,214	
有形売却損	91	
その他	449	1,755
経常利益		524
特別利益		
固定資産売却益	12	
投資有価証券売却益	405	
その他	2	418
特別損失		
投資有価証券評価損	198	
減損	10	
事業整理損	83	292
税金等調整前当期純利益		651
法人税、住民税及び事業税	228	
法人税等調整額	△398	△170
当期純利益		821
非支配株主に帰属する当期純損失		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		821

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	24,301	9,542	△2,697	△138		31,008
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	821	-		821
自己株式の取得	-	-	-	△1		△1
自己株式の処分	-	-	△0	0		0
土地再評価差額金の取崩	-	-	24	-		24
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-		-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	846	△1		845
当 期 末 残 高	24,301	9,542	△1,851	△139		31,853

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,370	△0	1,724	147	3,241	5	34,254
当 期 変 動 額							
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	821
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△1
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	0
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	24
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△863	1	9	△97	△949	△0	△949
当 期 変 動 額 合 計	△863	1	9	△97	△949	△0	△104
当 期 末 残 高	507	1	1,733	50	2,292	5	34,150

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	44,775	流 動 負 債	47,509
現 金 及 び 預 金	2,419	支 払 手 形	3,694
受 取 手 形	6,465	電 子 記 録 債 務 金	2,737
売 掛 金	9,057	買 掛 金	5,159
商 品 及 び 製 品	2,637	短 期 借 入 金	19,633
仕 掛 品	15,325	一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	600
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,769	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	9,011
短 期 貸 付 金	3,617	リ ー ス 債 務 金	431
そ の 他	486	未 払 金	1,172
固 定 資 産	76,527	未 払 費 用	1,838
有 形 固 定 資 産	67,054	未 払 法 人 税 等	151
建 物	7,428	預 り 金	871
構 築 物	2,650	賞 与 引 当 金	388
機 械 及 び 装 置	20,266	そ の 他	1,825
工 具 器 具 及 び 備 品	142	固 定 負 債	38,375
土 地	34,416	社 債	1,800
リ ー ス 資 産	749	長 期 借 入 金	18,953
建 設 仮 勘 定	1,388	リ ー ス 債 務 金	1,270
そ の 他	15	繰 延 税 金 負 債	7,683
無 形 固 定 資 産	1,449	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	404
ソ フ ト ウ ェ ア	467	退 職 給 付 引 当 金	7,206
そ の 他	983	環 境 対 策 引 当 金	12
投 資 そ の 他 の 資 産	8,024	金 属 鉱 業 等 鉱 害 防 止 引 当 金	5
投 資 有 価 証 券	2,545	資 産 除 去 債 務 金	220
関 係 会 社 株 式	4,822	そ の 他	822
関 係 会 社 出 資 金	17	負 債 合 計	85,885
そ の 他	642	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△2	株 主 資 本	34,382
繰 延 資 産	49	資 本 金	24,301
社 債 発 行 費	49	資 本 剰 余 金	9,542
資 産 合 計	121,351	資 本 準 備 金	9,542
		利 益 剰 余 金	673
		そ の 他 利 益 剰 余 金	673
		繰 越 利 益 剰 余 金	673
		自 己 株 式	△134
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,084
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	412
		土 地 再 評 価 差 額 金	672
		純 資 産 合 計	35,466
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	121,351

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		95,890
売 上 原 価		89,971
売 上 総 利 益		5,919
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,224
営 業 利 益		695
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	404	
固 定 資 産 賃 貸 料	348	
為 替 差 益	51	
そ の 他	84	886
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,063	
手 形 売 却 損	50	
固 定 資 産 除 却 損	105	
そ の 他	263	1,480
経 常 利 益		101
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	401	
固 定 資 産 売 却 益	9	410
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	198	198
税 引 前 当 期 純 利 益		312
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△95	
法 人 税 等 調 整 額	△438	△533
当 期 純 利 益		845

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金計 合	その他利益 剰余金 繰越剰 余金	利益剰余金計 合		
当 期 首 残 高	24,301	9,542	9,542	△197	△197	△133	33,513
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益	-	-	-	845	845	-	845
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	△0	△0	0	0
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	24	24	-	24
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	869	869	△0	869
当 期 末 残 高	24,301	9,542	9,542	673	673	△134	34,382

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等	換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,195	674	1,869	35,382	
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	-	-	-	845	
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△0	
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	0	
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	24	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△783	△2	△785	△785	
当 期 変 動 額 合 計	△783	△2	△785	84	
当 期 末 残 高	412	672	1,084	35,466	

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

平成28年5月16日

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 久具 壽男 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三井 智宇 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

平成28年5月16日

八重洲監査法人

代表社員 公認会計士 久具 壽男 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三井 智宇 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第134期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で調査並びに監査を実施致しました。
 - ①取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類である甲決定書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的子会社からの事業の報告を受け、また子会社に赴き業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われたことを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。さらに、その運用については、要求されているレベルに対して、着実な改善が図られていると認めます。監査役会としては、今後更なる改善努力を期待し、引続き監視及び検証を実施致します。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

日本冶金工業株式会社 監査役会

常勤監査役 前田博美 ㊟

常勤監査役 岸田守 ㊟
(社外監査役)

監査役 山口宗一 ㊟

監査役 稲垣多津夫 ㊟
(社外監査役)

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期（平成28年3月期）期末利益剰余金が配当可能な水準に回復する等、財務体質の改善が一定程度進んだことに加え、当期は、創立90周年の節目の年に当たることから、以下のとおり配当を実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金1円50銭

配当総額 232,030,676円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役諸岡道雄、橋之口真の2氏が辞任し、久保田尚志、大田富貴の2氏が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふり 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	く ぼ た ひさ し 久 保 田 尚 志 (昭和30年3月16日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年12月 当社経理部長 平成20年6月 当社取締役経理部長 平成22年6月 当社常務取締役経理部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員経理部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員(現任) (担当) 経営企画部、経理部、総務部	47,600株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、経営企画部、経理部、総務部の担当として、収益力の強化に向けた各種経営戦略を統括してまいりました。また、コンプライアンス委員会委員長、IR委員会委員長を兼務し、コーポレート・ガバナンスの向上にも取り組んでまいりました。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き候補者としております。</p>	
2	おお だ とみ き 大 田 富 貴 (昭和32年6月12日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年5月 株式会社YAKIN川崎製造部長 平成21年10月 同社設備部長 平成22年6月 当社川崎製造所副所長兼設備部長 平成23年7月 当社川崎製造所副所長 平成24年6月 ナストーア溶接テクノロジー株式会社常務取締役 平成25年6月 当社執行役員川崎製造所副所長 平成26年4月 当社常務執行役員川崎製造所長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員川崎製造所長(現任) (担当) 川崎製造所	32,500株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、高機能材の製造拠点である川崎製造所において製造部門、設備部門を担当した後、川崎製造所長として、高機能材事業の競争力強化に向けた各種施策を推進してまいりました。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き候補者としております。</p>	

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※3	ほりうちあきら 堀内晃 (昭和34年3月22日生)	昭和56年4月 当社入社 平成18年1月 株式会社YAKIN川崎生産管理室長 平成21年4月 当社企画室長 平成21年7月 当社経営企画部長 平成23年6月 当社取締役経営企画部長 平成24年6月 当社常務執行役員(取締役退任) 平成25年6月 当社常務執行役員経営企画部長(現任) (担当) 情報システム部	32,300株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、川崎製造所において製造部門、生産管理部門を担当した後、経営企画部長に就き、高機能材の拡販、高機能材事業の強化を柱とする中期経営計画の立案および推進に携わってまいりました。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、取締役候補者としております。</p>		
※4	みちぼやし たかし 道林孝司 (昭和26年8月21日生)	昭和50年4月 新日本製鐵株式会社(現新日鐵住金株式会社)入社 平成9年6月 同社本社経営企画部海外事業企画グループマネージャー 平成11年7月 サイアム・ユナイテッド・スチール社出向(社長室長) 平成17年4月 日本重化学工業株式会社顧問 平成18年6月 同社常務取締役 平成20年6月 同社専務取締役 平成22年6月 同社代表取締役社長 平成26年6月 同社特別顧問(現任)	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、その知識と経験を活かし、当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、社外取締役候補者としております。</p>		

- (注) 1 ※は新任の取締役候補者であります。
2 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
3 候補者道林孝司氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく、独立役員の要件を満たしていることから、同氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。
4 日本重化学工業株式会社と当社の間には、現在取引関係はありません。
5 道林孝司氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山口宗一氏が辞任し、稲垣多津夫氏が任期満了となりま
すので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※1	きし き まさ ひこ 岸 木 雅 彦 (昭和27年9月27日生)	昭和50年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成12年6月 同行神戸支店長 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）人事部参事役 平成14年6月 日本精練株式会社経理部長 平成15年6月 同社経営管理部長 平成16年6月 同社取締役経営管理部長 平成19年6月 同社常務執行役員経営企画部長（取締役退任） 平成23年6月 同社取締役常務執行役員 平成28年4月 同社取締役（現任）	0株
【社外監査役候補者とした理由】 候補者は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。これらの知見を活かし、当社に対して、的確な助言と監査をしていただくため、社外監査役候補者としております。			
※2	さ の こう いち 佐 野 鉦 一 (昭和23年8月30日生)	昭和46年4月 三井石油化学工業株式会社（現三井化学株式会社）入社 平成11年6月 三井化学株式会社予算管理部長 平成13年6月 同社財務部長 平成15年6月 同社執行役員財務部長 平成17年6月 同社常務取締役 平成21年6月 同社代表取締役副社長 平成25年6月 同社特別参与	0株
【社外監査役候補者とした理由】 候補者は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。また、財務および会計業務に関する豊富な経験と知識を有しており、これらの知識と経験を活かし、当社に対して、的確な助言と監査をしていただくため、社外監査役候補者としております。			

(注) 1 ※は新任の監査役候補者であります。

2 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

3 候補者岸木雅彦氏、佐野鉦一氏の両氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく、独立役員要件を満たしていることから、両氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。

- 4 岸木雅彦氏は、平成28年6月29日に開催予定の日本精線株式会社定時株主総会において、同社取締役を退任し、同日付にて同社顧問に就任する予定であります。なお、同社の社外監査役を当社元代表取締役専務執行役員の中野章男氏が務めており、同社とは社外監査役の相互就任の関係にありますが、同社と当社の間には、現在取引関係はありません。
- 5 佐野鉦一氏は、平成28年6月24日に開催予定のITホールディングス株式会社定時株主総会において、同社社外取締役に就任する予定であります。なお、同社と当社の間には、現在取引関係はありません。
- 6 岸木雅彦氏、佐野鉦一氏の両氏が監査役に選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
ほし かわ のぶ ゆき 星 川 信 行 (昭和45年8月15日生)	平成14年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 平成15年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 弁護士法人星川法律事務所入 現在に至る	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、監査役に就任された場合に、弁護士として培われた法律知識を主にコンプライアンスの観点から当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者としております。</p>		

- (注)
- 1 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
 - 2 候補者星川信行氏は、社外監査役候補者であります。
 - 3 星川信行氏は、直接、企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - 4 星川信行氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月27日（月曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

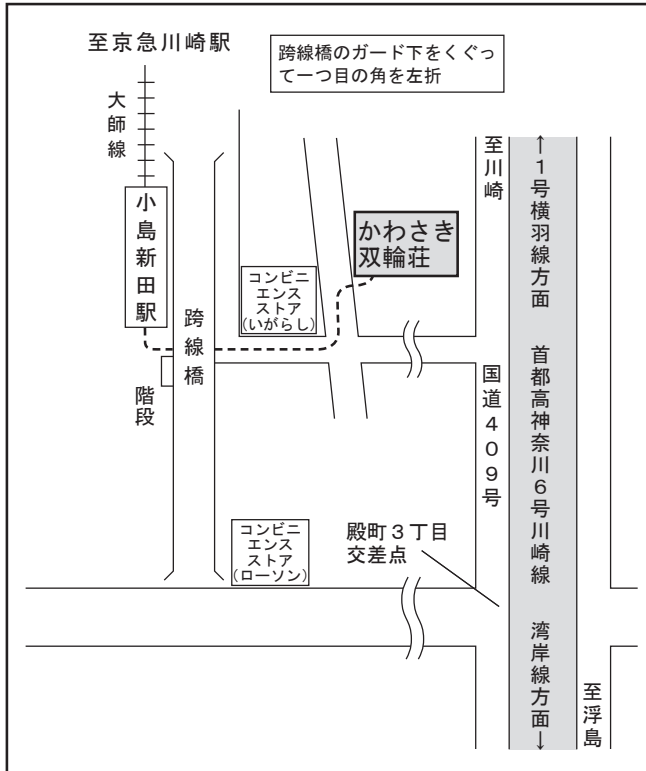
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

第134期 定時株主総会会場 ご案内略図

会場 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目 8 番14号
かわさき双輪荘 1階



京浜急行 大師線 小島新田駅 徒歩2分

会場には駐車場の用意がありませんので
電車等をご利用ください。